

栃木県次期プラン策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 県政の基本指針となる次期プランの策定に当たり、栃木県議会、市町村、関係団体等から幅広く意見等を聴取するため、栃木県次期プラン策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定懇談会は、次の事項を所掌する。

- (1) 次期プランの検討に関すること。
- (2) その他次期プランの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定懇談会は、委員 35 名程度をもって組織する。

- 2 策定懇談会の委員は、栃木県議会の議員、市町村の長を代表する者、関係団体の役員、学識経験のある者、公募により選考された者等のうちから知事が委嘱する。
- 3 前項の委員の任期は、委嘱の日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第 2 項に規定する委員の公募に関する取扱いについては、知事が別に定める。

(会長)

第4条 策定懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定懇談会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、策定懇談会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(部会)

第6条 策定懇談会には、専門的事項を検討するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の諮問に応じ、検討を行い、その結果を報告する。
- 3 部会の委員は、策定懇談会の委員のうちから、会長が指名する。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、部会の組織及び運営については、前 2 条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 策定懇談会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 (2024) 年 5 月 8 日から施行し、令和 8 (2026) 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、この要綱施行後の最初の策定懇談会は知事が、最初の部会は会長が招集する。